7. 参考資料

1. 四日市広域緑の基本計画について

〇緑の基本計画とは

- •「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本となる計画」(都市緑地法第4条)
- ・総合計画や都市計画マスタープランなどの緑に関する方針に基づき、具体的な緑の将来 像と目標を設定し、その実現に向けた施策を定めるもの

〇四日市広域とは

- ・四日市広域圏には、自然林、樹林地、農地、河川など、多彩な自然環境がある。
- ・広域的な観点から一体的に緑の保全、創出の取組を進めるため、四日市都市計画区域を 構成する1市3町(四日市市、菰野町、朝日町、川越町)にて計画を策定し取組を進め ている。

〇策定年月と計画期間

・平成 15 年 2 月 策定 ⇒ 令和 4 年 3 月 改定 ※目標年次は概ね 10 年後の令和 13 (2031) 年度

〇計画の基本【目標水準】(四日市市)

- ①緑地の確保目標(行政区域全体)
 - 計画対象区域内における緑地量の減少の抑制
 7,671.7ha(R2 現在値)⇒7,567.5ha(R13 目標値)

②都市公園等の整備目標(都市計画区域内)

・市民1人あたりの公園面積を増やす 10.6 m²/人 (R2 現在値) ⇒ 13.2 m²/人 (R13 目標値)

〇基本方針と主要な施策・取組の位置付け(四日市市) ※里山保全に関する事項抜粋

【基本方針 1 "つながる"水と緑の保全と創出】

■方針1-2 樹林地・農地の保全

- ③市街地外縁部の丘陵地の保全
 - ・市民緑地制度、景観協定制度などの活用の検討
 - ・風致地区の保全の推進、特別緑地保全地区、緑地保全地域などの指定検討
 - ・市民、市民活動団体、企業と協働で保全する仕組みづくり
 - ・里山竹林環境保全支援事業の推進

■方針1-3 市街地につなぐ水と緑の軸づくり

⑦森林、里山の保全による自然とふれあう場の創出

- ・市民緑地制度の活用などによる市民活動の促進
- ・市民、市民活動団体、企業と協働で保全する仕組みづくり
- ・森林環境基金の活用や新たな制度などの活用検討 等

【基本方針3 みんなで"育てる"緑づくり】

■方針3-1 緑化や保全の支援

①緑化や里山保全などの市民活動への支援

- ・市民、市民活動団体、企業、行政が連携して進める緑化活動や里山保全活動の 仕組みづくり
- ・花と緑いっぱい事業や市民緑地制度を活用した緑の保全、創出活動への支援

■方針3-2 緑に関する人材育成

②市民との協働の体制づくり、人材育成

- ・市民、市民活動団体、企業、行政が連携して、公園や街路樹を維持管理する体制づくり
- ・緑化や緑の保全に関する市民ボランティアの人材育成
- ・優れた緑化活動や自然保護活動を行った市民、市民活動団体、企業に対する表彰制度の継続等

〇保全配慮地区の設定

・市街地外縁部のまとまった規模の丘陵樹林地は、市民の自然とふれあいニーズや地域の 環境保全、景観保全といった機能面から重要な緑となっており、緑の保全に関して重点 的に配慮を加えるべき地区を、保全配慮地区(「セブンヒルズ」)として設定。

<対象地区(セブンヒルズ)>

朝日丘陵地区、垂坂丘陵地区、生桑丘陵地区、川島・桜丘陵地区、八王子丘陵地区 泊丘陵地区、河原田丘陵地区

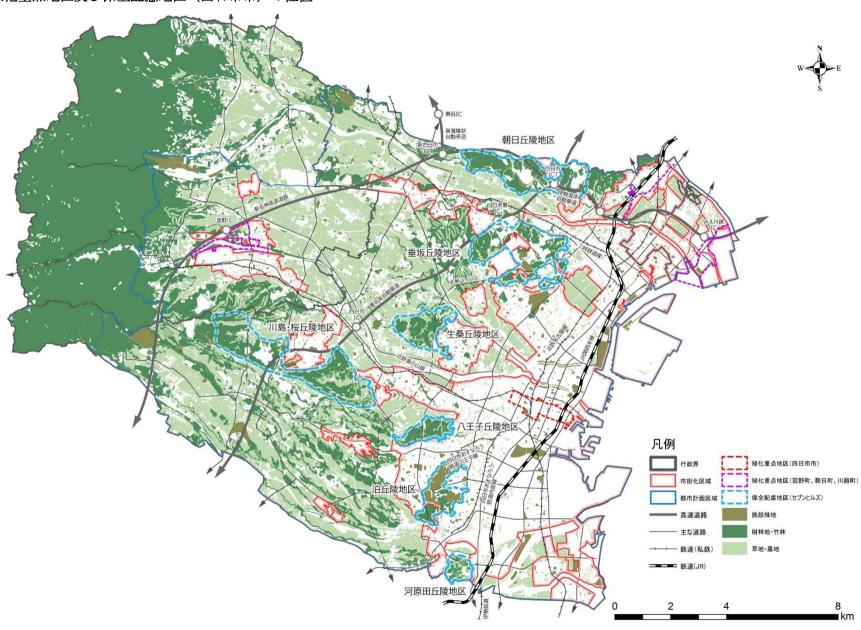
■保全手法

- ・保全配慮地区内の緑のうち、新たな保全措置が必要と判断されるものについては、適切 な保全手法を選択し、地区の自然的環境の保全に努める。
- ・具体的には、市民緑地制度を積極的に活用するとともに、他の緑地保全に向けた制度の 活用を検討。

【主な制度】

- 市民緑地制度(都市緑地法第55条、第60条)
- · 緑地保全地域制度(都市緑地法第5条)
- · 緑地協定制度(都市緑地法第 45 条、第 54 条)
- · 風致地区制度(都市計画法第8条第1項第7号)
- ・クラウドファンディング制度 等

緑化重点地区及び保全配慮地区(四日市市)の位置



2. 市民緑地制度について

市民緑地制度の目的

- O里山など民有緑地の保全と創出を図り、市民の良好な生活環境を確保する。
- O民有地を市民緑地として指定し、市民に憩いの場を提供する。
- O市民と市の協働により、市民緑地の良好な管理を図る。

市民緑地の対象となる土地

O次のいずれにも該当する土地

- 緑地又は植栽が可能な空地で、面積が300㎡以上。
- 生産緑地地区指定区域外の土地。
- 市民の利用が見込めること。
- 都市公園及び他の市民緑地が原則として半径 250m以内の距離にないこと。
- 緑の保全創出活動が既に実施されているかあるいは地域まちづくり活動計画として位置づけられている土地であること。
- その土地を緑地として利用し管理をしていきたいという市民団体の意思と所有者の意思が 一致している土地であること。など

土地所有者への優遇措置

O市民緑地は、市に無償で貸与されるため、契約期間中の固定資産税・都市計画税が減免。 O20 年以上の契約の場合は、相続の際に、評価額の 2 割が減額。

O維持管理を地域団体などに委託するため、下草刈りや枝打ちなどの日常管理負担が軽減。

契約の内容 市民緑地開設までの流れ O契約で定める内容は以下のとおり。 ● 土地の所在地と地積 ● 契約期間(5年以上) 契約期間(5年以上) ● 市民緑地内の施設整備の内容 (散策路や柵、ベンチなど) 設置申. (団体に委託) 市と地権者 維持管理(団体に委託) 市民緑地の公開 ● 市民緑地の管理 契 契約期間内のきまり 約 し出 ● 契約終了後の土地の返還 など 固定資産税・ 市民緑地設置 都市計画税の についての 減免手続き 協議・基本的合意 (市)

整備の内容

- O園路、柵、ベンチその他市民緑地の利用に必要な施設
- O市民緑地の維持管理のために必要な施設
- Oこれらの施設整備は、市と土地所有者、整備委託を受ける団体が協働して進める。

市民緑地の管理

- O市民緑地の整備を委託した団体に、維持管理についても委託をする。
- O委託する内容は、除草作業、諸施設の点検、清掃その他市民緑地の利用に必要な業務。
- O市は、委託業務について検査を行うとともに、維持管理について必要な支援を行う。

整備や管理への市の支援

- O整備や管理を地域団体などの市民団体に委託
- O整備委託、管理委託それぞれに委託料を支払う
 - 整備委託料・・・必要最低限の施設整備にかかる資材費、機具代、重機その他機器の借り上 げ代などを積算して決定
 - ●管理委託料・・・用地面積に応じて金額を決定

参考

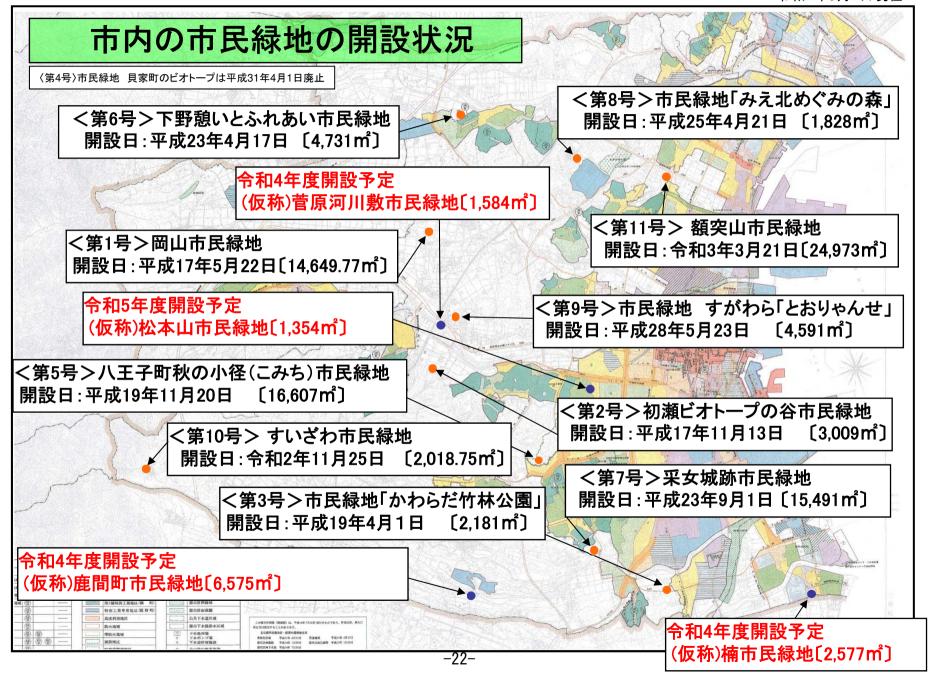
● 整備委託料・・・必要最低限の施設整備にかかる資材費などを積算して決定

区 分	金額の上限	
施設整備(開設1年目及び	2年目)	500,000円
	300 ㎡以上 1,000 ㎡未満	200,000円
施設追加整備(3年目以降)施設補修	1,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	300,000円
	10,000 ㎡以上	500,000円
施設整備(増設部分)	300 ㎡以上 1,000 ㎡未満	300,000円
,	1,000 ㎡以上	500,000円

● 管理委託料・・・広さに応じて金額を決定

用 地 面 積	維持管理委託料の額(年)
$3~0~0~\text{m}^2~\sim~1$, $0~0~0~\text{m}^2$	50,000円
$1, 0000 \mathrm{m}^2 \sim 10, 000 \mathrm{m}^2$	100,000円
10,000㎡ 以上	150,000円

年度内の管理期間が6ヶ月以下になる場合は、半額



3.「四郷風致地区」にかかる規制について(風致条例等)

〇四郷風致地区の概要

· 当該区域 四日市市 室山町、西日野町、

八王子町、川島町の一部

・指定面積 122.8ha

· 区域区分 市街化調整区域

• 地域地区 風致地区

指定年月日 昭和51年4月13日

指定理由 市街地に隣接する貴重な自然、

緑の空間を有し、優れた景観

要素であることから指定。



「四日市都市計画図 (概要図)」

※S49 の災害を契機に山林の保全が重要視されたことも指定に至った大きな要因。

・法規制等 市街化調整区域に関する規制等(都市計画法第34条、43条)

【資料①】 四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例(都市計画法第58条)

〇市街化調整区域に関する規制等

- ・市街化調整区域は「市街化を抑制すべき区域」であり、建築物の建築や特定工作物の建設を行 う場合、原則、許可が必要。
- ・ただし、建築物及び特定工作物に該当しない太陽光発電施設は、許可は不要。

〇四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例 【資料②】

- ・風致地区内での一定の行為に際して、許可が必要であり、許可の基準は政令に従い、本条例で 定めている。
- ・風致地区の指定から 45 年余りが経過し、太陽光発電施設の設置等の従来想定していなかった 土地利用が課題となり、風致の保全に対する対応が求められていたことから、特に現存する緑 の保全を強化するために必要となる緑地量の確保ができるよう、本条例を改正した。
- ・建築物に該当しない太陽光発電施設を設置する場合においても、原則、「工作物の新築」に該当し、<u>許可が必要</u>。さらに「宅地の造成等」や「木竹の伐採」の行為にも該当する場合、<u>許可が必要</u>で、本条例の許可基準を満たす必要がある。

〈許可基準の概要〉

主な行為の種類	要件
建築物の新築等	・高 さ:15m以下 【8m~15m】 ・建 蔽率:40%以下 等 【20%~40%】
工作物の新築等、 建築物の色彩変更	・行為が行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく 不調和でないこと 等
宅地の造成等	・緑 地 率:60%以上(令和2年3月条例改正) 等 【10%~60%】
木竹の伐採	・風致を損なうおそれが少なく、必要最小限度の木竹の伐採等

※【 】は、条例で定めることができる政令の範囲値

●都市計画法 (抜粋)

第三十四条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為(主として 第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。)については、 当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、 当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなけれ ば、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

第四十三条 何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、第二十九条第一項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して同項第二号若しくは第三号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設については、この限りでない。

第五十八条 風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の 行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を 維持するため必要な規制をすることができる。 ○四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例

平成27年3月23日

条例第21号

改正 平成30年3月23日条例第19号

改正 令和2年3月25日条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条第1項の規定に基づき、風致地区(面積が10ヘクタール以上のものであって、2以上の市町の区域にわたるものを除く。以下同じ。)内における建築等の規制に関して必要な事項を定めるものとする。

(許可行為)

- 第2条 風致地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、別表第1に掲げる行為については、この限りでない。
 - (1) 建築物その他工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移 転
 - (2) 建築物等の色彩の変更
 - (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」という。)
 - (4) 水面の埋立て又は干拓
 - (5) 木竹の伐採
 - (6) 土石の類の採取
 - (7) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年 法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生 資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第 4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積
- 2 市長は、前項の許可には、都市の風致の維持上必要な最小限度の条件を付することができる。

(協議行為)

第3条 国若しくは地方公共団体の機関又は規則で定める公共的団体が前条第1項の 許可を受けなければならない行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議 することをもって足りる。 (通知行為)

第4条 前2条の規定にかかわらず、別表第2に掲げる行為(別表第1に掲げる行為 を除く。)をしようとする者は、あらかじめ、その旨を市長に通知することをもっ て足りる。

(許可の基準)

第5条 市長は、第2条第1項各号に掲げる行為で別表第3に定める基準に適合する ものについては、同項の許可をするものとする。

(監督処分)

- 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市の風致を維持する ため必要な限度において、第2条第1項の許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その 他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。
 - (1) この条例の規定に違反した者
 - (2) この条例の規定に違反した工事等の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
 - (3) 第2条第2項の規定により許可に付せられた条件に違反している者
 - (4) 詐欺その他不正な手段により、第2条第1項の許可を受けた者 (立入検査)
- 第7条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行う ため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地 にある物件又は当該土地において行われている工事等の状況を検査することができ る。
- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、規則で定める身分を示す 証明書を携帯しなければならない。
- 3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければ ならない。
- 4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第8条 第6条の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
 - (1) 第2条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
 - (2) 第2条第2項の規定により許可に付せられた条件に違反した者
- 3 前条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、5万円以下の罰金に処する。
- 第9条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その 法人又は人の業務若しくは財産に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰 するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例 (昭和45年三重県条例第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為 は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成30年3月23日条例第19号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月25日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例(以下「新条例」 という。)別表第3の規定は、この条例の施行の日以後になされた申請に係る新条 例第2条の許可から適用し、同日前になされた申請に係る許可については、なお従 前の例による。

別表第1(第2条関係)

許可を要しない行為

- 1 都市計画事業の施行として行う行為
- 2 国若しくは地方公共団体又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該 都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- 3 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 4 建築物の新築、改築又は増築で、新築、改築又は増築に係る建築物若しくはその部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの(新築、改築又は増築後の建築物の高さが15メートルを超えることとなるものを除く。)
- 5 建築物の移転で、移転に係る建築物の床面積が10平方メートル以下であるもの
- 6 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築、改築、 増築又は移転
 - (1) 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物
 - (2) 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で、地下に設けるもの
 - (3) 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台
 - (4) その他の工作物で、新築、改築、増築又は移転に係る部分の高さが1. 5メートル以下であるもの
- 7 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを 超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- 8 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- 9 枯損した木竹又は仮植した木竹の伐採
- 10 自家用に充てるために必要な木竹の伐採又は木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
- 11 危険な木竹又は本表及び別表第2に掲げる行為のため必要な測量、実地調査若しくは施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 12 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第7項の土地の形質の変更 と同程度のもの
- 13 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔、広告板、広告塔その他これらに類するもの(第6項各号に該当するものを除く。)以外のものの色彩の変更
- 14 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が10平方メートル

以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下であるもの

- 15 風致地区内において行う工事に伴い堆積される土石で、当該工事現場において、当該工事の施工期間内に限り堆積されているもの
- 16 前各項に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - (1) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - (2) 道路交通法(昭和35年法律第105号)による信号機の設置又は管理 に係る行為
 - (3) 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - ア 建築物の新築、改築、増築又は移転
 - イ 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に付属する物干場、受信用の空中 線系(その支持物を含む。)その他これらに類する工作物以外のものの新築、 改築、増築又は移転
 - ウ 高さが 1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更
 - エ 高さが5メートルを超える木竹の伐採
 - オ 土石の類の採取で、その採取による地形の変更がウの土地の形質の変更と 同程度のもの
 - カ 建築物等の色彩の変更で第13項に該当しないもの
 - キ 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、第14項に該当しない もの
 - (4) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による認定電気通信事業、有線ラジオ放送(有線電気通信設備を用いて行われる放送法(昭和25年法律第132号)第64条第1項ただし書に規定するラジオ放送をいう。)の業務(共同聴取業務に限る。以下この号において「有線ラジオ放送業務」という。)又は有線テレビジョン放送(有線電気通信設備を用いて行われる放送法第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう)の業務(共同視聴業務に限る。以下この号において「有線テレビジョン放送業務」という。)の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)のうち、高さが15メートル以下であるものの新築(有線ラジオ放送業務又は有線テレビジョン放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)、改築、増築、又は移転
 - (5) 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

- ア 建築物の新築、改築、増築又は移転
- イ 宅地の造成又は土地の開墾
- ウ 用排水施設(幅員が2メートル以下の用排水路を除く。)の設置又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の新設若しくは開設
- エ 水面の埋立て又は干拓
- オ 森林の択伐又は皆伐
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

別表第2(第4条関係)

通知行為

- 1 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項第1号、第2号イ若しくは第3号(水資源開発施設に係る部分に限る。)に規定する業務又は同法附則第4条第1項に規定する業務(これに附帯する業務を除く。)に係る行為(第34項に掲げるものを除く。)
- 2 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律(昭和42年法律第102号)による保全区域整備計画に基づく事業の執行に係る行為
- 3 近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和42年法律第103号)による保 全区域整備計画に基づく事業の執行に係る行為
- 4 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- 5 自然公園法 (昭和32年法律第161号) による公園事業の執行に係る行為
- 6 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為
- 7 土地改良法 (昭和24年法律第195号) による土地改良事業の施行に係る行 為 (水面の埋立て及び干拓を除く。)
- 8 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又

は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)

- 9 漁港漁場整備法 (昭和25年法律第137号) 第3条第1号に掲げる基本施設 又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管 理に係る行為
- 10 森林法 (昭和26年法律第249号) 第5条の地域森林計画に定める林道の開設、改良又は管理に係る行為
- 11 森林法第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- 12 国有林野内において行う国民の保健休養の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- 13 鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条第1項に規定する鉱物の掘採に係る行為
- 14 ガス事業法(昭和29年法律第51号)によるガス工作物の設置(液化石油 ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物(圧縮天然ガ スに係るものを除く。)の設置を除く。)又は管理に係る行為
- 15 電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する電気 工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く。)又は管理に係る行 為
- 16 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者が 行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建 設(鉄道事業にあっては、駅、操車場、車庫その他これらに類するもの(以下「駅 等」という。)の建設を除く。)又は管理に係る行為
- 17 軌道法(大正10年法律第76号)による軌道の敷設(駅等の建設を除く。) 又は管理に係る行為
- 18 港則法(昭和23年法律第174号)による信号所の設置又は管理に係る行為
- 19 航路標識法 (昭和24年法律第99号) による航路標識の設置又は管理に係る行為
- 20 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第1号から第5号までに 掲げる港湾施設(同条第6項の規定により同条第5項第1号から第5号までに掲 げる港湾施設とみなされた施設を含む。)に関する工事の施行又は港湾施設の管

理に係る行為

- 21 道路運送法(昭和26年法律第183号)による一般自動車道又は専用自動車道(鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。)の造設(これらの自動車道とこれらの自動車道以外の道路(高速自動車国道及び道路法(昭和27年法律第180号)による自動車専用道路を除く。)とを連絡する施設の造設を除く。)又は管理に係る行為
- 2 2 航空法(昭和27年法律第231号)による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー若しくは通信設備の設置又は管理に係る行為
- 23 気象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- 24 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)によるバスターミナルの 設置又は管理に係る行為
- 2 5 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設 (駅等の建設を除く。) 又は管理に係る行為
- 26 放送法(昭和25年法律第132号)第2条第2号に規定する基幹放送の用 に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設 の設置又は管理に係る行為
- 27 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- 28 電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及び これらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- 29 砂防法(明治30年法律第29号)により砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為
- 30 高速自動車国道若しくは道路法による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧(これらの道路とこれらの道路以外の道路(道路運送法による一般自動車道を除く。)とを連絡する施設の新設及び改築を除く。)又は道路法による道路(高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。)の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- 31 都市公園法(昭和31年法律第79号)による都市公園又は公園施設の設置

又は管理に係る行為

- 3 2 海岸法 (昭和 3 1 年法律第 1 0 1 号) による海岸保全施設に関する工事の施 行又は海岸保全施設の管理に係る行為
- 33 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)による地すべり防止工事の施 行に係る行為
- 34 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法 第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る 行為
- 3 5 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号) による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- 36 三重県立自然公園条例(昭和33年三重県条例第2号)による公園事業の執行に係る行為
- 37 三重県文化財保護条例(昭和32年三重県条例第72号)第5条第1項の規定により指定された三重県指定有形文化財、同条例第27条第1項の規定により指定された三重県指定有形民俗文化財若しくは三重県指定無形民俗文化財又は同条例第35条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物の保存に係る行為

別表第3(第5条関係)

(一部改正〔平成30年条例19号〕)

許可の基準

行為の種類	要件
建築物の新築、	1 仮設の建築物
改築、増築又は	当該建築物の構造が、容易に移転し、又は除却することがで
移転	きるものであること。
	2 地下に設ける建築物
	当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、新築、改築、増
	築又は移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における
	風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
	3 その他の建築物
	(1) 当該建築物の高さが、地上から15メートル以下であ
	ること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が

新築、改築、増築又は移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合は、この限りでない。

- (2) 当該建築物の建蔽率が、10分の4以下であること。 ただし、周辺の土地の状況により風致の維持上支障がないと 認められる場合は、この限りでない。
- (3) 当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の 境界線までの距離は、道路に接する部分にあっては2メート ル、その他の部分にあっては1メートル以上であること。た だし、改築又は周辺の土地の状況により風致の維持上支障が ないと認められる場合は、この限りでない。
- (4) 新築、改築又は増築にあっては新築、改築又は増築後の建築物の位置、形態及び意匠が、移転にあっては移転後の建築物の位置が、新築、改築、増築又は移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- (5) 当該建築物の敷地内に風致の維持に必要な木竹が存在 しないときは、風致の維持に必要な植栽その他の措置を行う ものであること。

工作物の新築、 改築、増築又は 移転

1 仮設の工作物

当該工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することがで きるものであること。

2 地下に設ける工作物

当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、新築、改築、増築又は移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における 風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

3 その他の工作物

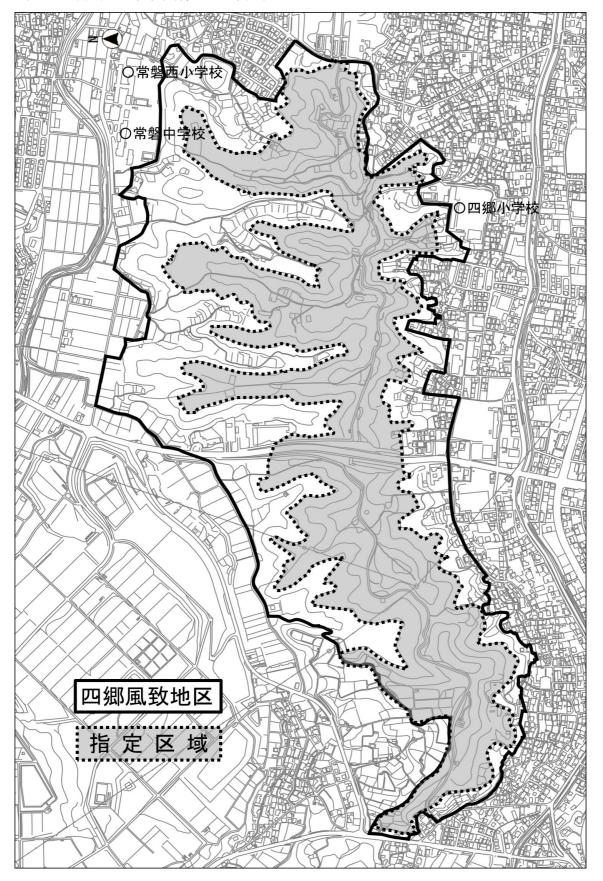
新築にあっては当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、 改築又は増築にあっては改築又は増築後の工作物の規模、形態 及び意匠が、移転にあっては移転後の工作物の位置が新築、改

1	
	築、増築又は移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域に
	おける風致と著しく不調和でないこと。
建築物等の色彩	当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土
の変更	地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でない
	こと。
宅地の造成等	1 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅
	地の造成等に係る土地の面積に対する割合(以下「緑地率」と
	いう。)が、指定区域(特に風致の維持を図る必要があるとし
	て市長が別に定める区域をいう。)は60パーセント以上、指
	定区域以外は30%以上であること。ただし、周辺の土地の状
	況により風致の維持上支障がないと認められる場合は、この限
	りでない。
	2 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における
	木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
	3 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあっては、次に掲げる
	行為を伴わないこと。
	(1) 高さが5メートルを超えてのりを生ずる切土又は盛土。
	ただし、周辺の土地の状況により風致の維持上支障がないと
	認められる場合は、この限りでない。
	(2) 面積が1ヘクタール以上の森林で、風致の維持上特に
	必要があるものとして、あらかじめ、市長が指定したものの
	伐採
	4 1ヘクタール以下の宅地の造成等で前項第1号に規定する切
	土又は盛土を伴うものにあっては、適切な植栽を行うものであ
	ること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地
	及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和となら
	ないものであること。
水面の埋立て又	1 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当
は干拓	該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和
	とならないものであること。
	2 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹

	の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
木竹の伐採	伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を
	損なうおそれが少なく、かつ、当該行為が次のいずれかに該当す
	ること。
	(1) 建築物その他工作物の新築、改築、増築若しくは移転
	又は土地の形質の変更に係る行為をするために必要な最小限
	度の木竹の伐採
	(2) 森林の択伐
	(3) 伐採の成林が確実であると認められる森林の皆伐(面
	積が1ヘクタール以上の森林で、風致の維持上特に必要があ
	るものとして、あらかじめ、市長が指定したものに係るもの
	を除く。)で、伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの
	(4) 森林である土地の区域外における木竹の伐採
土石の類の採取	1 採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維
	持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
	2 採取の方法が露天掘りでないこと。ただし、必要な埋戻し又
	は植栽をすること等により風致の維持に支障を及ぼさない場合
	は、この限りでない。
屋外における土	植栽等による必要な修景措置が行われることにより、堆積を行
石、廃棄物又は	う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及
再生資源の堆積	ぼすおそれが少ないこと。

○四日市市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則【抜粋】 別図 (第7条関係)

(追加〔令和2年規則第14号〕)



四日市市内のメガソーラー発電事業者一覧(発電出力1000 k w以上発電事業者)

2022年6月30日 時点

No.	発電事業者名	発電出力 (kW)	発電設備の所在地 (代表住所)	新規認定日	運転開始 報告年月	廃棄費用の 積立方法	調達期間終了年月
1	四日市足見川メガソーラー合同会社	50000	三重県四日市市波木町字板井橋1726-1	2014年3月	2022年4月	外部積立て	2040年11月
2	合同会社四日市ソーラー	13486.5	三重県四日市市桜町字大井川ケ5155	2014年3月	2019年3月	外部積立て	2039年2月
3	合同会社サクシード四日市山田	10000	三重県四日市市山田町字大坪188	2014年3月	2020年12月	外部積立て	2040年2月
4	合同会社地域共生発電所	10000	三重県四日市市北小松町字丁田967-1	2014年3月	1	外部積立て	-
5	ORソーラー・ツー株式会社	6000	三重県四日市市西坂部町字小松ヶ谷1319	2013年3月	2015年12月	外部積立て	2035年11月
6	CSDソーラー合同会社	3780	三重県四日市市霞1-22-9	2013年1月	2015年6月	外部積立て	2035年5月
7	出光興産株式会社	1998	三重県四日市市楠町小倉釜越1087-1	2013年2月	2014年7月	外部積立て	2034年5月
8	四日市電力合同会社	1998	三重県四日市市北山町字野中1335-1	2020年3月	2021年6月	外部積立て	2041年5月
9	株式会社センコーコーポレーション	1995	三重県四日市市鹿間町字牛草697	2013年4月	2014年1月	外部積立て	2033年11月
10	株式会社竹中土木	1995	三重県四日市市下海老町字長池334	2014年1月	2016年2月	外部積立て	2035年12月
11	株式会社アーサーバイオ	1995	三重県四日市市楠町北五味塚字塩役1480-3	2015年2月	2015年9月	外部積立て	2035年7月
12	株式会社シーエナジー	1990	三重県四日市市楠町本郷30	2013年2月	2013年11月	外部積立て	2033年5月
13	ハウステクノ株式会社	1990	三重県四日市市山田町字才山5207	2014年3月	2019年11月	外部積立て	2039年8月
14	合同会社RJソーラー2	1990	三重県四日市市山田町字才山5227	2014年3月	2020年6月	外部積立て	2040年2月
15	株式会社平田興産	1990	三重県四日市市山田町字才山5236	2014年3月	2019年12月	外部積立て	2039年11月
16	株式会社シーエナジー	1990	三重県四日市市中川原4-15-1	2014年3月	2014年12月	外部積立て	2034年10月
17	株式会社平田興産	1990	三重県四日市市水沢町字石仏4634-1	2014年3月	2016年8月	外部積立て	2036年4月
18	カトウコーポレーション株式会社	1990	三重県四日市市南小松町字小岨2373	2014年3月	2018年6月	外部積立て	2038年4月
19	蟹江 J A P A N 株式会社	1958.3	三重県四日市市楠町北五味塚字古江1087-1	2012年12月	2013年11月	外部積立て	2033年6月
20	朝日ガスエナジー株式会社	1948.6	三重県四日市市西山町小割6761	2013年3月	2014年3月	外部積立て	2034年1月
21	木下建設株式会社	1750	三重県四日市市水沢町字本郷42	2012年10月	2014年9月	外部積立て	2034年7月
22	木下株式会社	1750	三重県四日市市水沢町字本郷42	2014年2月	2016年4月	外部積立て	2036年2月
23	株式会社ジェネックス	1631.7	三重県四日市市水沢町字砂4550-3	2022年1月	=	外部積立て	-
24	日本太陽光発電2012合同会社	1500	三重県四日市市川尻町字春元1940-5	2012年8月	2013年11月	外部積立て	2033年4月

No.	発電事業者名	発電出力 (kW)	発電設備の所在地 (代表住所)	新規認定日	運転開始 報告年月	廃棄費用の 積立方法	調達期間終了年月
25	株式会社タカラレーベン	1500	三重県四日市市西山町字大澤7778	2013年3月	2014年10月	外部積立て	2034年8月
26	株式会社竹中土木	1500	三重県四日市市下海老町字木堀谷409	2014年1月	2016年2月	外部積立て	2035年12月
27	合同会社鈴鹿太陽光発電所	1500	三重県四日市市南小松町字上道山4	2014年3月	-	外部積立て	-
28	有限会社アイエムシー	1500	三重県四日市市内山町字大亀谷8146	2014年3月	2016年8月	外部積立て	2036年4月
29	松豊土地建物株式会社	1500	三重県四日市市楠町北五味塚字塩役1480-5	2015年6月	2016年7月	外部積立て	2036年6月
30	株式会社大嶽名古屋	1490	三重県四日市市天カ須賀新町1-34	2013年1月	2013年11月	外部積立て	2033年1月
31	西本興産株式会社	1330	三重県四日市市楠町北五味塚字塩役1480-4	2015年6月	2016年3月	外部積立て	2036年1月
32	霞北埠頭流通センター株式会社	1250	三重県四日市市霞2-26-1	2014年2月	2017年5月	外部積立て	2037年4月
33	山泰建設株式会社	1250	三重県四日市市堂ケ山町字梨木沢1943-9	2018年3月	2019年1月	外部積立て	2038年6月
34	河建興業株式会社	1240	三重県四日市市上海老町字西岡13-1	2012年12月	2014年6月	外部積立て	2034年4月
35	木下建設株式会社	1232.1	三重県四日市市生桑町字川原崎326-1	2018年4月	2021年3月	外部積立て	2041年1月
36	吉野石膏株式会社	1000	三重県四日市市楠町小倉1744-5	2013年3月	2013年11月	外部積立て	2033年8月
37	株式会社センコーコーポレーション	1000	三重県四日市市水沢町字石仏4632-13	2013年12月	2014年12月	外部積立て	2034年10月
38	TANIX株式会社	1000	三重県四日市市西村町字南高原4082-3	2014年2月	2016年2月	外部積立て	2035年12月
39	株式会社平田興産	1000	三重県四日市市水沢町字足見川4690-6	2014年3月	2016年8月	外部積立て	2036年4月
40	株式会社高橋工業	1000	三重県四日市市楠町吉崎字四之割113-1	2014年9月	2015年3月	外部積立て	2035年1月
41	JAG国際エナジー株式会社	1000	三重県四日市市西山町字大沢7676-1	2021年3月	-	外部積立て	-
	HWソーラーパワー25合同会社	750	三重県四日市市八王子町字富里128	2017年3月	-	外部積立て	-
参	HWソーラーパワー25合同会社	500	三重県四日市市八王子町字富里55-1	2017年2月	-	外部積立て	-
考	HWソーラーパワー25合同会社	500	三重県四日市市八王子町字富里58-1	2017年2月	-	外部積立て	-
	HWソーラーパワー25合同会社	500	三重県四日市市室山町字八反田511	2017年2月	-	外部積立て	-

四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン

平成30年3月 令和4年3月改訂

四日市市

目 次

1. はじめに	1
2. 目的	2
3. 適用対象施設	2
4. 本ガイドラインの位置づけ	2
5. 地域との関係構築	3
(1)地域住民とのコミュニケーション	3
(2) 市への相談	
(3) 市との協定の締結	
6. 企画·立案時	4
(1) 土地及び周辺環境の調査、土地の選定、関係手続	
(2)特に配慮が必要な区域	
(3)事業概要書の提出	
(4)「地域住民等への説明報告書」の提出	8
7. 設計・施工時	8
(1)土地、発電設備の設計	8
(2)施工	9
(3)周辺環境への配慮	9
8. 運用・管理時	10
(1)保守点検・維持管理	10
(2)非常時の対処	
(3)周辺環境への配慮	10
9. 撤去•処分時	11
(1)撤去・処分等	11
(2)廃止届の提出	
10. 不適切案件等	12
11. 用語の整理	
【添付資料】	10
• 事業概要書(様式1)	
■事業概要変更届出書(様式2)	
・地域住民等への説明報告書(様式3)	
・環境保全協定書	
・太陽光発電施設設置に係る関係法令・条例一覧	19

1. はじめに

太陽光発電は、自然界にある太陽光を有効利用し、発電時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出しない優れたエネルギーの創出です。こうした枯渇することのない「再生可能エネルギー」の活用は、エネルギーの安定供給および地球温暖化対策として国を挙げての推進が図られており、平成24年7月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「FIT法」といいます。)に基づく「固定価格買取制度」がスタートすると、全国で太陽光発電施設の導入が急速に進みました。

しかしその一方で、太陽光発電施設の設置や運用における不適切な事案や、自然環境や防災、景観等の面で周辺地域への配慮が不十分な事例が見られるようになりました。特に大規模な事業においては、広くパネルを設置するための土地が必要となることから周辺への影響も大きく、本市においても大規模な事業を中心に市民の懸念の声が上がるようになりました。

こうした状況を受けて国はFIT法を改正し、関係法令や条例の違反等が判明した場合には、改善命令、認定の取消を可能とする制度改正が行われ、平成 29年4月から適用されるとともに、事業者がFIT法に基づき、適正な事業実施の確保を図るため、保守点検等の実施や関係法令遵守のほか、自治体や地域住民とのコミュニケーション等を求める「事業計画策定ガイドライン」(以下「国のガイドライン」といいます。)を平成 29年3月に策定しました。

さらに、令和2年4月1日から大規模な事業については環境影響評価法の対象 事業として追加されることとなり、その対象とならない、より規模の小さい事業 についても、環境面での課題に気付くことを支援し、発電事業者等における自主 的な環境配慮の取組を促すため、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を令和2 年3月に策定しています。

また、県においては、事業者による計画の早い段階からの地域住民への情報提供をはじめ、設計・施工・運用・廃止の各段階で事業者の遵守事項等を示した「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」(以下「県のガイドライン」といいます。)を策定し、平成29年7月から適用されています。

市では、太陽光発電事業に係る国や県の動きも踏まえつつ、四日市市内において地域住民の生活環境や自然環境と調和がとれた太陽光発電事業の導入を促すことを目的に、事業者が遵守すべき事項や配慮していただきたい事項等を示した本ガイドラインを策定しました。

2. 目的

このガイドラインは、四日市市内に設置される太陽光発電施設について、太陽 光発電事業者(以下「事業者」といいます。)に対し、自然環境の保全、良好な景 観の形成、災害の防止等の観点から遵守、配慮すべき事項を示すとともに、計画 の早い段階で市および地域住民へ事業概要を説明し、地域住民とのコミュニケー ションを十分図りながら事業を進めることを求めることにより、地域住民の生活 環境や自然環境と調和した太陽光発電施設の導入を促すことを目的とします。

3. 適用対象施設

本ガイドラインは、四日市市内において、FIT法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画(以下「事業計画」といいます。)の認定申請(認定申請中を含む)を行う、太陽光発電施設を対象とします。ただし、建築基準法第2条第1号に規定する建築物に設置されるものは除きます。

- ※ 本ガイドライン施行以前に、FIT法に基づき事業計画の認定申請を行った施設及び改正前(H29.3.31以前)のFIT法に基づき設備の認定申請を行った施設についても、進 捗状況等に応じ本ガイドラインの対象とします。
- ※ FIT法が適用されない太陽光発電施設についても、本ガイドラインを参考に事業を行 うことが望まれます。
- ※ 機器メーカー、設計事業者、施工事業者、保守点検及び維持管理を行う事業者及びコン サルタント業務等の太陽光発電事業に関連する業務に従事する事業者についても、本ガ イドラインを参考にしながら事業を行うことが望まれます。

4. 本ガイドラインの位置づけ

四日市市内における太陽光発電事業に対しては、県のガイドラインに代わり本ガイドラインが適用されます。市は、本ガイドラインの記載事項について、事業者に対し指導・助言を行うことがあります。

また、四日市市内における太陽光発電事業について、市は県と情報を共有するとともに、不適切案件等について県と連携して対応します。

なお、本ガイドラインにおいては、国のガイドラインに定める「適切な事業実施のために必要な措置」のうち、以下の①~④に示す事項を中心に取りまとめています。太陽光発電事業の実施にあたっては、FIT法の規定及び国のガイドラインを遵守してください。なお、以降の文章において、国のガイドラインに記載の「遵守が求められる事項」、「推奨される事項」に該当する事項には(国)と表記します。

- ① 地域住民とのコミュニケーション
- ② 事業者が実施する「遵守事項」、「推奨事項」に関する自治体との手続き
- ③ 十分な考慮の上、土地の選定、開発計画の策定が必要な区域の設定

4 周辺環境への配慮事項

5. 地域との関係構築

本項目は、企画・立案、設計・施工、運用・管理の各段階にある施設を対象とします。

(1)地域住民とのコミュニケーション

- ① 事業者は、事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めてください。(国)
- ② 事業者は、地域住民とのコミュニケーションを図るにあたり、なるべく早い段階から事業概要について地域住民に説明してください。なお、その住民の範囲は、事業の規模等によっても異なりますが、例えば、次に掲げる個人または団体が想定されます。
 - ・設置予定場所に接する土地(当該設置予定場所に接する土地が道路である場合は当該道路(当該設置予定場所に接する部分に限る)と当該設置予定場所の反対側において接する土地を、また、当該設置予定場所に接する土地が設置予定場所と同一所有者で設置予定場所と一体であると認められる場合は当該設置予定場所に接する土地に接する土地を含む。)に居住する者および土地または建物を所有する者
 - ・設置予定場所が存し、または設置予定場所に接する区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された地方自治法第260条の2に規定する地縁団体またはこれに類する団体(自治会等)
- ③ 事業者は、設計・施工、運用・管理、撤去・処分等の計画や排水、土砂流出、自然環境、景観、獣害、治山、農業への影響などについて説明を求められた場合には、事業計画作成の早い段階で、改めて地域住民へ対応策等を説明してください。なお、周辺水路等への排水や土砂流出について影響が想定される場合は、事前に当該水路管理者に相談しておくことが必要です。
- ④ 事業者は、地域住民から本事業に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、合意書、覚書等の締結等を含め、誠意をもって対応し、理解を得られるよう努めてください。

(2) 市への相談

事業者は、企画・立案から、設計・施工、運用・管理に至るまでの各段階において、地域住民の合意形成が十分図られないおそれがある場合や、地域住民とのコミュニケーションを図るうえで懸念されることや不明な点等があれば、 適宜、早い段階で市の窓口へ相談してください。

窓口:環境部環境政策課(市役所 5 階) 059-354-8188

(3) 市との協定の締結

事業予定地の面積が原則として 10ha 以上の場合、市は事業者に、環境保全等に関する事項を記載した協定(別紙様式)を市と締結するよう依頼します。 事業者は、市と協議の上、当該協定を締結するよう努めてください。

(10ha 未満でも、市が必要と認める場合、当該協定の締結を依頼することがあります。)

6. 企画·立案時

本項目は、本ガイドライン施行時点で工事に着手されていない施設を対象とします。

国のガイドラインでは、事業の企画・立案時においては、「自治体や地域住民に事業の実施についての理解を求め、地域と共生した形で事業を実施することが重要である」としています。また、関係法令及び条例を遵守することはもとより、「関係法令及び条例を遵守していても、土地や地域の状況に応じた防災、 環境保全、景観保全などの観点から、さらに対策が必要となる場合もある」とも記されています。これらの趣旨を踏まえ、以下のとおり企画・立案時における事業者の遵守事項等を示します。

(1)土地及び周辺環境の調査、土地の選定、関係手続

- ① 事業者は、関係法令、条例の規定に従い、土地及び周辺環境の調査を行うことが必要です。(国)。
- ② 事業者は、土地の選定に当たっては、事前に土地の利用可能性の確認に努めてください。(国)
- ③ 関係法令、条例で規定される必要な措置や手続き等については、国、県、市に確認・相談し、関係法令、条例の規定を遵守することが必要です。(国) なお、四日市市内における関係法令、条例手続き等は、別表「太陽光発電施設設置に係る関係法令、条例一覧」を参考としてください。

(2)特に配慮が必要な区域

国のガイドラインでは、土地の選定、開発計画の策定にあたり、「関係法令、 条例の適用されている土地や周辺環境においては、発電設備の設置に適さない 土地である場合もあり、事業実施に適しているかについて十分に検討を行うこ とが重要」としています。

本ガイドラインでは、国のガイドラインの考え方を踏まえ、関係法令、条例の規定による許可、届出が必要な区域を基本に、「設置するのに適当でない区域」、「設置するのに十分な検討や調整が必要な区域」を設定し、十分な考慮の上、土地の選定、開発計画の策定が必要な区域とします。なお、区域設定は本ガイドラインにおいて独自に定義するものであり、関係法令、条例の規定により定義されるものではありません。

①「設置するのに適当でない区域」

関係法令、条例の規定により開発行為が厳しく制限(原則不許可など)されている区域や、防災、環境保全、景観保全等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し、許可を要する区域

関係法令	対象区域等	理由
自然公園法	特別保護地区	優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多
(三重県自然	第2種特別地域	様性の確保に寄与するため、開発行為を制限してい
公園条例)	第3種特別地域	る区域であるため。
森林法	保安林	水源の涵養、土砂流出の防備等のために指定された
		区域であり、立木伐採や土地の形質変更等を厳しく
		規制しているため。
農業振興地域	農用地区域	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されて
の整備に関す		いるため。
る法律		
農地法	甲種農地	
	第1種農地	
河川法	河川区域(河川予定	河川における流水の正常な機能を維持させるととも
	地も含む)	に、洪水、津波、高潮等による災害を防止するため
		に行為の制限を設けている区域であるため。
都市計画法	風致地区	自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るた
		め、建築物等の建築、竹林等の伐採等が規制されて
		いる都市における風致を維持するために定める区域
		であるため。
生産緑地法	生産緑地地区	良好な都市環境の形成に資するため、農林漁業との
		調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な
		保全を図ることが必要な区域であるため。
文化財保護法	史跡・天然記念物の	文化財の価値保全のために、指定地内の現状変更等
(三重県文化	指定地	が厳しく制限されているため。
財保護条例)		
(四日市市文		
化財保護条例)		

②「設置するのに十分な検討や調整が必要な区域」

関係法令、条例の規定等により届出等を要するなど、防災、環境保全、景観、土地利用等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し、十分な検討や調整を要する区域

整を要する		
関係法令	対象区域等	理由
自然公園法	普通地域	優れた自然の風景地を保護するとともに、生物の多
(三重県自然		様性の確保に寄与するため、一定規模以上の工作物
公園条例)		の設置等を制限している区域のため。
農地法	第2種農地	周辺地域との調和や農地確保の観点から、一定の配
	第3種農地	慮が求められる区域であるため。
	市街化区域内の農地	計画的な市街地化が図られる区域であり、周辺地域
		との調和が必要な区域であるため。
河川法	河川保全区域	洪水、津波、高潮等による災害を防止するための施
		設や海岸を守るために、一定の制限を設けている区
		域のため。
三重県土採取	土の採取区域	土の採取に伴う災害を防止するため、土の採取を行
規制条例		う場合に認可が必要な場合があるため。
四日市市水道	水道水源保護区域	水道水源である地下水を保護することにより、良質
水源保護条例		な飲料水を将来にわたって安定的に確保するため。
海岸法	海岸保全区域	堤防の損傷等による治水上の支障を防止するため、工
		作物の設置については許可が必要な場合があるため。
港湾法	港湾隣接地域	港湾の適正な利用を確保するため、工作物の設置に
	臨港地区	ついては許可が必要な場合があるため。
漁港漁場整備法	漁港区域	工作物の設置については許可が必要な場合があるため。
砂防法	砂防指定地	土砂災害を防止するため、土地の形状変更や工作物
(砂防指定地		の設置に許可が必要な場合があるため。
等管理条例)		
急傾斜地崩壊	急傾斜地崩壊危険区	急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、土地の
防止法	域	形状変更や工作物の設置に許可が必要な場合がある
☆ルサナ/₽ラ#ン+	## * * # * # * # * # * # * # * # * # *	ため。
文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地	土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合は、記録 保存のための発掘調査を実施する必要があり、事業
(三重県文化		計画段階からの調整を要するため。
財保護条例) (四日市市文		
(四口甲甲又 化財保護条例)		
正則保護宋例	押力で学び述	土砂等の埋立て等に対して災害の未然防止及び生活
二里県工砂寺 の埋立て等の	埋立て等区域	環境の保全を図るため、土砂等の埋立て等を行う場
規制に関する		会、許可が必要な場合があるため。
条例		

③ 前記区域以外

①、②の限定された区域以外であっても、土地の選定にあたっては、関係法令・条例を十分に確認し、検討や調整を行う必要があります。さらに、太陽光発電施設の設置に関し、関係法令、条例の規制がない区域(例:土砂災害防止法の土砂災害警戒区域、都市計画法の住居専用地域や商業地域など)についても、防災や環境保全、景観保全等の観点から、地域住民の理解が得られず、事業が進まないケースや、想定していなかったコストの発生など、さまざまな事業リスクが生じる可能性があります。区域指定に関わらず、地域住民の生活環境や地域の自然環境等への影響を踏まえ、地域住民の声に十分配慮し、土地の選定、開発計画の策定を行ってください。

(3) 事業概要書の提出

太陽光発電施設の出力が原則として 50kW 以上(出力は、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれか小さい方の値)の場合、事業者は、次の内容を記した事業概要書(様式1)を市へ提出してください。(50kW 未満でも、市が必要と認める場合、事業概要書の提出を依頼することがあります。)

事業概要書は、FIT法に基づく事業計画の認定申請を行う前のなるべく早い段階で提出してください。また、提出にあたっては、関係法令、条例等に規定される手続きや、特に配慮が必要な区域、地域との関係構築等について、市の担当窓口に相談してください。

- ※ 同一時期(概ね1年以内)に、実質同一と認められる事業者及び設置場所において、 設置事業が一体的になされる場合については、他法令の定義に関わらず、事業地全 体をひとまとまりの発電施設と捉え、その合計の出力が50kW以上となる場合は、 事業概要書を提出してください。
- ※ 提出された「事業概要書」は、市がその写しを県に提出し、県と情報共有を図ります。また、地域住民から求められた場合は、地域住民へも情報提供を行います。
- ※ 本ガイドライン施行以前に、太陽光発電施設の建設に係る工事に着手している場合 は対象外です。
- ※ 提出後に事業の主要事項(次表下線部)に変更があった場合には、事業概要変更届 出書(様式2)を市へ提出してください。

●事業概要書記載内容

- 施設設置予定場所(住所)
- 事業予定地の面積(㎡)
- ・事業予定地の登記地目
- 土地所有者名
- 発電事業者(事業者名、代表者名、住所、電話番号、担当者名等)
- ・総発電出力(kW)

- 事業認定申請予定(年月)
- 設置工事着手予定(年月)
- 運転開始予定(年月)
- 事前説明を実施した地域
- ・事業予定地の選定の理由
- その他(位置図、配置図等)

(4)「地域住民等への説明報告書」の提出

本ガイドラインでは、地域住民とのコミュニケーションを図るよう求めて いることから、実施する事業の概要について、個人情報の取扱いに十分配慮 しながら事業計画の早い段階で地域住民(自治会の役員等)へ説明を行って ください。その結果に基づき「地域住民等への説明報告書」(様式3)を作成 してください。

本報告書については、市に提出する前に、説明を実施した証として、市に 提出するものと同じものを、説明を実施した相手方に渡してください。その 後、事業概要書の提出と同時に本報告書を市に提出してください。

なお、市は本報告書の受付後、記載内容について地域住民に対して確認を 行います。

※ 事業概要変更届出書を提出する際においても、変更事項について同様に地域住民へ 説明していただき、「地域住民等への説明報告書」を再度提出してください。

●「地域住民等への説明報告書」記載内容

- 説明の相手方、場所及び日時
- 説明内容
- 相手方からの主な意見等
- 上記意見に対する対応方針

7. 設計・施工時

本項目は、設計・施工段階にある施設を対象とします。

(1)土地、発電設備の設計

- ① 事業者は、関係法令、条例の規定に従い、土地開発の設計を行うことが必 要です。(国)
- ② 事業者は、関係法令、条例がない又は適用されない場所においても、土地 や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全のための適切な土地開発の 設計を行うように努めてください。(国)
- ③ 事業者は、関係法令、条例の規定に従い、発電設備の設計を行うことが必 要です。(国)

- ④ 事業者は、防災、環境保全、景観保全を考慮し発電設備の設計を行うように努めてください。(国)
- ⑤ 事業者は、消防活動用の通路を設置するなど消防活動に配慮した設計を行 うように努めてください。(国)
- ⑥ 動植物について重要種の生育・生息が確認される場合には、その生育群に おける開発の回避や必要に応じた移植などの措置を検討してください。(国)
- (7) 太陽光発電設備等の色彩等を景観に配慮したものにしてください。

(2) 施工

- ① 事業者は、関係法令、条例の規定に従い、施工を行うことが必要です。(国)
- ② 事業者は、設置工事に伴う資材や廃棄物等を周辺に影響がないよう関係法令、条例等に従い、適切に処理するように努めてください。また、伐採した木材等の廃棄物の有効利用に努めてください。
- ③ 工事の際には、工事車両や重機による騒音・振動について、周辺環境への影響を最小限に努めてください。

(3) 周辺環境への配慮

- ① 事業者は、設計・施工にあたり、長期的な地域との共生、事業を円滑に進めるため、地域住民に与える騒音、電磁波、反射光等の影響を考慮し、地域住民の良好な生活環境を害することのないよう、パワーコンディショナを住宅地から極力離れた場所に設置することやパネルの反射光の角度を考慮することなど、適切な措置を講ずるよう努めてください。(国)
- ② 事業者は、出力 20kW 以上のものについて、外側から見えやすい場所に 事業者名、保守点検責任者名、連絡先等の事業情報を記した標識を掲示する ことが必要です。(国)

なお、管理責任を負うものが不明であると危険な状態への速やかな対応ができないことから、本ガイドラインでは出力 20kW 未満のものについても、発電事業者あるいは保守点検責任者の連絡先を明示した標識の掲示を求めます。また、掲示にあたっては、事業の規模・面積等に応じて標識を複数設置するなど、安全に配慮し、広く情報の周知に努めてください。

- ※ 事業者名や保守点検責任者名、連絡先等の事業情報に変更が生じる場合は、事前に、 地域住民等への周知に努めるとともに、変更後は、標識の掲示内容を最新の事項に 改めてください。
- ③ 事業者は、電気事業法や国のガイドラインに基づき、第三者が容易に発電 設備に近づくことができない場合を除き、太陽光発電施設の周囲に柵塀など を設置することが必要です。(国)
- ④ 事業地内の緑化や用土の活用、現存樹木の移植等を行う場合は、地域の植生等に十分配慮し、必要に応じて地元研究者や学識経験者とも相談の上実施してください。

⑤ 事業によって事業区域周辺の営農活動に支障を生ずることのないよう、地域農業者等との調整を十分図ってください。

8. 運用・管理時

本項目は、電力会社の電力系統への連携が完了し、運用・管理段階にある施設を対象とします。

(1) 保守点検・維持管理

- ① 事業者は、事業計画の認定申請時に提出した保守点検、維持管理に係る実施計画に則って保守点検、維持管理を行うことが必要です。(国)
- ② 事業者は、発電性能の維持に関する作業(除草時の除草剤利用等)を実施するに当たり、地域住民や周辺環境地域に影響が及ぶことがないように努めてください。(国)
- ③ 自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合に備えて、速やかに対応できるように、緊急時の連絡網や事象別の対応を示した緊急対応マニュアルを作成するように努めてください。
- ④ 事業地内に森林(造成林・残地林)を含む場合は、適正な管理を行うことで森林の質の向上に努めるとともに、生態系の保全に配慮してください。

(2) 非常時の対処

- ① 事業者は、落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、直ちに発電(運転) 状況を確認した上で可能な限り速やかに現地を確認し、発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認するように努めてください。(国)
- ② 事業者は、発電設備に異常をきたすような落雷・洪水・暴風・豪雪等の発生が予想される場合、事前の点検等を行うように努めてください。(国)
- ③ 事業者は、太陽光発電施設の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、市及び地域住民へ速やかにその旨連絡するように努めてください。(国)
- ④ 事業者は、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講じるように努めてください。(国)
- ⑤ 事業者は、被害が発生し損害賠償責任を負う場合には、適切かつ誠実な対応を行うように努めてください。(国)

(3) 周辺環境への配慮

① 事業者は、事業地の管理において、防災や設備安全、環境保全、景観保全 などに関する対策が、計画どおり適切に実施されているかを随時確認してく ださい。(国)

また、地域住民との間で、設置時に交わした合意書や覚書等がある場合や、

市と協定を締結している場合は、当該合意事項に則して適切に対応してください。また、事業者等が変更した場合には、当該合意事項を適切に引き継いでください。

- ② 事業者は、発電設備の周囲に地域住民の生活の場がある場合、事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するように努めてください。(国)
- ③ 事業者は、第三者の侵入があった場合、これを確認できるような措置を講 ずるように努めてください。(国)
- ④ 事業者は、防災、環境保全、景観保全の観点から計画策定段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然環境、近隣への配慮を行うように努めてください。(国)
- ⑤ 事業実施により、日照や取水等の条件の変化や獣害等による周辺地域の生活環境や農作物等への影響が生じた場合、適切な対応を講じるように努めてください。

9. 撤去 • 処分時

本項目は、事業を終了し撤去・処分を行う施設を対象とします。

(1) 撤去 • 処分等

- ① 事業者は、事業を終了した発電設備の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の 関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行うことが必要です。 (国)
- ② 事業者は、事業終了後の発電設備の管理に際し、感電防止の観点から、第 三者がみだりに発電設備に近づかないよう、適切な措置を講じるように努めてください。(国)
- ③ 事業者は、発電設備を撤去及び処分する場合、環境省「太陽光発電設備の リサイクル等の推進に向けたガイドライン」を参考とするよう努めてくださ い。(国)
- ④ 事業者は、事業終了後の設備の撤去など、市、地域住民と合意した事項がある場合、当該事項に従い責任をもって対応することが必要です。(国)
- ⑤ 固定価格買取制度の買取価格には、廃棄費用が含まれていることを留意し、 撤去・処分に係る費用を確保してください。

(2)廃止届の提出

① 市へ事業概要書を提出した事業者は、国へ事業の廃止届を行った場合には、 速やかにその写しを市に提出してください。

10. 不適切案件等

- ① 関係法令、条例等の違反が疑われる場合には、違反が疑われる法令等を所 管する行政機関に情報提供を行い、適切な指導等が行われるよう促します。
- ② ①に該当する場合は、市は県と情報共有を図り、連携して国に相談を行う とともに、指導・助言、改善命令、認定の取消等について、FIT法に基づ く対応を国へ依頼します。

11. 用語の整理

① 再生可能エネルギー発電事業計画

FIT法第9条に規定する再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計 画をいいます。FIT法に基づき電気を供給する事業を行おうとする者は、 国による本事業計画の認定を受ける必要があります。

- ② 太陽光発電事業者 太陽光発電により、電気を供給する事業を行う者をいいます。
- ③ 開発計画 太陽光発電施設の設計・施工やこれらに伴って必要となる手続その他の行 為について定めた計画をいいます。
- ④ 開発行為 太陽光発電施設の設置、増設をいいます。
- ⑤ 工事の着手 工事の着手とは、土地の形質変更(土地の形状を変更する行為全般)を行 った時点を指します(切土、盛土の程度は問いません)。
- ⑥ 地域住民 太陽光発電施設の設置に伴い生活環境に影響を受けるおそれのある住民 (例 事業区域に隣接する土地・建物の所有者、周辺区域に居住する住民等) をいいます。
- ⑦ 不適切案件 関係法令、条例等の違反案件(是正措置中のものを除く)をいいます。

(様式1)

四日市市長

年 月 日

住所

事業者 氏名又は名称

法人にあっては、その代表者 (印) (代表者の自署による署名があれば、押印省略可)

事業概要書

- ○本事業概要書は、「四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン」に基づき、事業者が市へ提出するものです。
- ○下記事業概要に必要事項を記入の上、事業計画の早い段階で、市環境政策課(市役所5階)へ提出をお願いします。
- ○太陽光発電施設の設置予定場所の位置図、配置図を添付してください。
- ○地域住民等に対しては、本事業概要書の内容に基づき説明を行い、その結果に基づき「地域住民等への説明報告書(様式3)」を作成し、本事業概要書と併せて市に提出してください。

【事業概要】

		<u> </u>	内容	記入年月日	年	月	日
	施設	設置予定場	易所(住所)	W-2 - 1 - 2 - 7	'		
1	(複	数の地番が	ぶある場合は全て記入)				
2	2 事業予定地の面積		(登記面積)		m²		
	尹耒	了足地(7)[11/1頁	(実測面積)		m²	
	事業	予定地の登	送記地 目				
3	(複	数ある場合	合各々の地目と面積 (m²) を記入)				
3		※現況地	目が登記地目と異なる場合は、右				
		欄に現る	兄地目を記入してください。				
4	土地	所有者名					
5			事業者名				
6			代表者名				
7	3 V (₹)·	中米水	住 所				
8	発电·	事業者	電話番号				
9			担当者名				
10			緊急連絡先				
11	総発	電出力 (1	(W)				
12	事業	認定申請	予定		年	月	
13	設置工事着手予定				年	月	
14	4 運転開始予定				年	月	
15	15 事前説明を実施した地域						
16	事業	予定地の遺	選定の理由				

- ※1 提供いただいた情報は、必要に応じ、市、県、国、地域住民の間で共有させていただきます。
- ※2 事業概要書(様式 1)の提出後、上記の主要事項(1~11)が変更となった場合には、「事業概要変更届出書(様式 2)」及び「地域住民等への説明報告書(様式 3)」を提出してください。
- ※3 右欄の受付印は、提出書類に形式上不備がないことが確認できたため押印するも <u>のです。</u>事業の実施にあたっては、関係法令、条例等で規定される必要な措置や 手続きについて関係部局と協議し、進めてください。

事務処埋欄:	
四日市市受付印	

年 月 日

四日市市長

住所

事業者 氏名又は名称

法人にあっては、その代表者 (印) (代表者の自署による署名があれば、押印省略可)

事業概要変更届出書

年 月 日付け提出の事業概要書の主要事項について変更がありましたので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1. 変更する事項とその内容
 - (例)事業予定地の面積 (変更前)○○○○㎡ (変更後)○○○○㎡
- 2. 変更理由
- 3. 添付書類

太陽光発電施設の設置予定場所の位置図、配置図が変更となった場合は、その内容が確認できる書類

- ※1 提供いただいた情報は、必要に応じ、市、県、国、地域住民の間で共有させてい ただきます。
- ※2 地域住民への説明は、本事業概要変更届出書(様式2)の内容に基づき説明を行い、「地域住民等への説明報告書(様式3)」も併せて市に提出してください。
- ※3 <u>右欄の受付印は、提出書類に形式上不備がないことが確認できたため押印する</u> <u>ものです。</u>事業の実施にあたっては、関係法令、条例等で規定される必要な措置 や手続きについて関係部局と協議し、進めてください。

事務処理欄: 四日市市受付印

(様式3)

年 月 日

四日市市長

住所

事業者 氏名又は名称

法人にあっては、その代表者 即 (代表者の自署による署名があれば、押印省略可)

地域住民等への説明報告書

行いましたので、報告します。

記

- 1. 説明の相手方、場所及び日時
 - (1) 相手方
 - (2) 場所
 - (3) 日時 年 月 日 午前·午後 時 分
- 2. 説明内容
- 3. 相手方からの主な意見等
- 4. 3の意見等に対する対応方針
 - (例)<u>別途地域住民全体へ向けた説明会等の</u>開催について要望された場合は、その予定について 併せて記入してください。
- ※1 上記 2~4 について、この様式に収まりきらない場合は別紙 (A4、様式自由)を添付してください。
- ※2 本報告書については、市に提出する前に、市に提出するものと同じものを、説明を実施 した相手方に渡してください。その後、事業概要書の提出と同時に市に本報告書を提出 してください。なお、市は本報告書の受付後、記載内容について地域住民に対して確認 を行います。
- ※3 右欄の受付印は、提出書類に形式上不備がないことが確認できたため押印するものです。 事業の実施にあたっては、関係法令、条例等で規定される必要な措置や手続きについて関 係部局と協議し、進めてください。

事務処理欄: 四日市市受付印 本協定(案)は、「四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン」に基づき市と事業者が締結する協定の素案です。実際の内容については、事業の規模や面積、地域の特性等も踏まえて市と事業者が協議し、事業者の合意の上定めるものとします。

太陽光発電事業に関する環境保全協定(案)

四日市市(以下「甲」という。)と〇〇(事業者名・代表者の職氏名)(以下「乙」という。) は、乙の実施する太陽光発電事業について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の実施する太陽光発電事業が地域との調和が図られたものとなり、 もって地域の良好な環境を保全することを目的とする。

(事業の実施)

第2条 乙は、この協定の定めるところにより、次の事業を実施するものとする。

事業の種類 太陽光発電事業(太陽光発電施設の設置と管理)

事業地 ○○ほか○○筆

事業面積 ○○平方メートル

事業規模 ○○kW

協定対象期間 〇年〇月〇日(協定締結の日)から事業の終了後、太陽光発電施設を 完全に撤去するまで

(乙の責務)

第3条 乙は、この協定の各条項に定める事項を遵守するとともに、事業の実施に当たっては、別紙(内容は甲乙協議して決定)に掲げる事項について誠実に履行するものとする。

(甲、乙の協力)

第4条 甲及び乙は、第2条に掲げる事業の実施に伴い、相互に緊密な連絡調整を図り、乙の事業が円滑かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

(事業の変更)

- 第5条 乙は、本協定に基づき甲へ報告した事項を変更しようとするときは、甲に書面にて届け出るとともに、本協定の改定について協議するものとする。
- 2 乙は、当該事業の権利を第三者へ譲渡し、又は貸与しようとするときは、甲へ書面にて 報告するとともに、新しい権利者に本協定に定める一切の内容を承継させるものとする。

(事業の終了)

- 第6条 乙は、第2条に掲げる事業を終了しようとするときは、甲に書面にて届け出るとと もに、事前に事業撤退の詳細について協議するものとする。
- 2 乙は、事業終了の際のパネル等の廃棄物を適切に撤去及び処分するとともに、跡地を放置せず適切な措置を講じるものとし、その計画をあらかじめ甲に書面にて報告しなければならない。
- 3 事業終了後の撤去及び処分を確実に実施するため、継続的な資金の外部積み立てを行う こととする。

(報告及び立入調査)

- 第7条 甲は、この協定の履行に必要な限度において、乙に対して報告を求め、又は甲の職員に事業地に立ち入り、施設その他の物件を検査させることができるものとする。
- 2 前項の立入調査及び報告の結果、周辺環境等への影響が懸念され、是正の必要があると 認められるときは、甲は、その旨を乙に通知し、乙は、乙の責任において速やかに必要な 措置を講ずるものとする。

(住民対話の推進)

- 第8条 乙は、地域住民との協調を図るため、積極的にコミュニケーションの場を持つよう に努めるとともに、地域住民から対話の要請があった場合には誠意をもって応じるものと する。
- 2 乙は、市内の環境活動団体等と連携し、地球環境や自然環境の保全等の環境学習に協力 するものとする。
- 3 本事業によって事業区域周辺の営農活動に支障を生ずることのないよう、地域農業者等 との調整を十分図ること。

(苦情への対応)

第9条 乙は、太陽光発電事業に伴い、住民等から苦情の申し立てがあったときは、誠意を もって対応するものとする。

(事故発生時の措置及び報告)

- 第10条 乙は、事業地において、自然災害、その他の事由により施設の故障、破損等の事故が発生したときは、周辺環境への影響を最小限にとどめ、直ちに復旧又は撤去する等の必要な措置を講じるとともに、その状況を速やかに甲に書面にて報告しなければならない。
- 2 乙は、事故が発生した際に速やかに対応できるように、緊急時の連絡網や事象別の対応 を示した緊急対応マニュアルを作成し、甲に書面にて報告しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 乙は、乙の故意又は過失によって、太陽光発電事業に伴い第三者に損害を与えた ときは、乙の責任において賠償しなければならない。

(公表)

第12条 乙が本協定第3条に定める事項に違反した場合、甲は、乙の住所及び代表者の職 氏名並びに違反した内容を公表することができる。

(協議)

第13条 この協定に関して疑義が生じたとき、この協定の履行に関して必要が生じたとき、 又は第3条に掲げる別紙の内容に変更の必要が生じたときは、甲、乙協議の上定めるもの とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を所持する。

年 月 日 甲 四日市市諏訪町1番5号

四日市市

四日市市長 森智広

乙 住 所

事業者名

職氏名

印

太陽光発電施設設置に係る関係法令・条例一覧

12	十万に使己と聞整が必要な区域	三重 県 環境 生活 部 地球 温暖 化 対策 課 (059-224-2366)	経済産業省電力安全課 (03-3501-1742)	三重県四日市農林事務所森林・林業室 (059-352-0655) 普通地域 (鈴鹿 国定公園)	三重原四日市農林事務所森林・林 業室 (059-352-0655)	三重県農林水産部みどり共生推進 課 (059-224-2578)	三重県農林水産部沿山林道課(059-	2.44-2513)	市農水振興課(059-354-8181)	三重県四日市農林事務所森林・林業登 (059-352-0655)		第2種機也 市農業委員会事務局(059-354- 第3種機也 8271) (271) 機能 機能	
特別を選ぶを記	双画が園当らば い区数	H	-	特別保護地区、 特別地域(鈴鹿 国定公園)	I	1 1		保安林		I	甲種農地 第1種農地	農用地 (市街化	
手続の	類型	環境影響評 手続き	機造影響 一部 一部 一部 一部 一部 一部 下 下 コ ス は 上 に が に に に に に に に に に に に に に に に に に		田田	田里	指定の解除	非可	用田	田匮		撃り又は届出	
単雄の多物子が出	土・4 十覧 さい鬼政	土地の造成を行う場合、施行区域の面積が10ha以上のものは簡易的環境アセスメント、20ha以上のものは環境アセスメントの実施が必要です。 スメントの実施が必要です。 「大規模太陽光発電(メガソーラー)事業と環境アセスメントについて 」 http://www.pref.mie.lg.jp/coo/assesss/8794900001.htm	太陽電池発電所を設置する場合、出力が4万k収以上のものは第1種事業、3万k収以上4万kW未満のものは第2種事業として環境アセスメントの実施が必要になります。 「予電所環境アセスメント情報」 fttps://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/index_assessment.html	整備個所が、自然公園(国立公園、国定公園、県立自然公園)内であれば、以下の手続きが必要です。 ・特別地域内での土地の形状変更、工作物の設置等をする場合、許可が必要です。 ・普通地域内での土地の形状変更、一定規模を超える工作物の設置等をする場合は、工事着手の30目前までに届出 が必要です。 「三重県自然公園図)http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000622771.pdf (三重県の自然公園)http://www.pref.mie.lg.jp/MID0RI/HP/shizen/04809001255.htm	1 ヘクタールを超える自然地(樹林地、農地、湿地等)が含まれた開発行為を行う場合は、条例に基づく開発行為 届出が必要になります。 http://www.pref.mie.lg.jp/MIDORI/HP/shizen/05978000396.htm	開発(事前調査を含む。)に伴い、三重県指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲、採取、殺傷、損傷(以下捕獲等といいます。)をしようとする者は、30日前までに、知事に届出が必要となります。 居出があった場合であっても、その種の存続に支障を及ぼす恐れがあると認められるときは、捕獲等を禁止・制限等する場合があります。 http://www.pref.mie.lg.jp/MID0RI/IP/shizen/04803000595.htm	開発する箇所が保安林に指定されていないか確認が必要です。	開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が1haを超える場合は、林地開発許可が必要です。 http://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/13077015106.htm	開発する地域森林計画の対象となっている民有林の面積が1haを超えない場合は、あらかじめ市町へ伐採及び伐採後の造林の届出書の提出が必要です。	地域森林計画の対象民有林であり、かつ、水源地域に指定された土地について売買等の契約をしようとする時は、契約を締結しようとする日の30日前までに知事に届出が必要です。届出書は、対象となる土地を管轄する県農林(水産) 事務所森林・林葉電に提出してください。 【水質等の契約について】次の7つの契約を言います。 ①売買契約、②贈与契約、③交換契約、④地上権を設定し又は移転する契約、⑤地役権を設定する契約、⑥使用貸借による権利を設定し又は移転する契約	届出対象の土地であるかどうかは、次のページで確認いただけます。水源出域に指定された土地となっているかどうかを確認した上で、地域春林計画の対象民有林であるかどうかる「確認ください。 「水源出域に指定された土地について】大学単位で指定しています。 http://www.pref.mic.lg.jb/common/content/000618145.pdf 「出域森林計画の対象民有林】 http://www.pref.mic.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/000117154.htm	発記地目が田・畑などの農地又は登記地目に関わらず現況が農地である場合は、農地法の転用手続きが必要です。	農業振興地域内農用地区域の開発行為には県の許可が必要ですが、太陽光発電施設に関しては原則不許可となりま
计	府 中 中	三重県環境影響評価条例	環境影響評価法	自然公園法 (三重県立自然公園条例)		三重県自然環境保全条例		森林法		三重県水源地域の	保全に関する条例	農地法	用来方面 字字 医牙牙
QN.	ON O	1	2	ю		4		ro.		u		7	

計可 史跡・天然記念 埋藤文化財名藤 相談会 生産緑地地区 一 市都市計画課(059-354-8214) 買取申出 風致地区 一 市都市計画課(059-354-8214) 許可 (D郷風歌地区 一 市開発審査課(059-354-8206) 許可 (D別区域(河川) 市開発審査課(059-354-8206) 許可 (D別区域(河川) 市開発審査課(059-354-8206) 計列区域(河川) 市開発審査課(059-354-8206) 計列区域(河川) 市開発審査課(059-354-8206) 計列区域(海口) 市開発審査課(059-354-8206) 計列区域(海辺) 市岡川野東報(059-354-8357) 市間経験事務所管理課 市岡川野雄教育管理課 計列区域(応59-354-8369) 市岡川区域事務所管理課 計列 中の防指定地(059-354-8369) 市間経費事務所管理課 (059-352-0667) 計列 市域地方域市 (059-352-0667) 計列 市域地方域市 (059-352-0667) 計列 市域地方域市 (059-352-0667) 計列 市域地方域市 (059-352-0667)		生酵・天然記念 埋職文化財包職 物の指定地 (回郷風交地区 (回郷風交地区 ()) 河川保金区域 一 か防指定地 一 砂防指定地 一 砂防指定地 ー 砂砂指定地 ー 一 砂砂指定地
世	中職	日
m m m m m m m m m m		1
正	T	国際
用協議をお願いします。 開発する箇所が生産緑地に指定されていないか確認が必要です。 ・ 市が管理する河川の場合は、市河川排水課が窓口となり、許可が必要です。 ・ 市が管理する河川の場合は、市河川排水課が窓口となり、許可が必要です。 ・ 県が管理する河川の場合は、正単県四日市建設事務所管理課が窓口です。 ・ 県が管理する河川の場合は、三重県四日市建設事務所管理課が窓口です。 ・ 国が管理する河川の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所河川管理課が窓口です。 ・ 国が管理する河川の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所河川管理課が窓口です。 ・ の砂指定地内の民有地における土地の形状変更について、県砂防条例に関する許可が必要です。 ・ 金優斜地崩壊危険区域内の民有地における土地の形状変更について、評可が必要です。 ・ 金優斜地崩壊危険区域内の民有地における土地の形状変更について、評可が必要です。 ・ 全採取(切土、床組その他土地を掘削する行為)する区域の面積が1,000㎡以上の場合は当該条例の認可が必です。 (ただし、他の社合に基づく認可等に係るものは除きます)	間筋酸をお願いします。 開発する箇所が生産緑地に指定されていないか確認が必要です。 開発する箇所が生産緑地に指定されていないか確認が必要です。 ・ 市が管理する河川の場合は、市河川排水膿が窓口となり、許可が必要です。 ・ 馬が管理する河川の場合は、三重泉四日市建設事務所管理課が窓口です。 ・ 国が管理する河川の場合は、国主集四日市建設事務所管理課が窓口です。 ・ 国が管理する河川の場合は、国主集四日市建設事務所管理課が窓口です。 を優積地対象位はおいて3m以上掘削、あるいは3m以上の地下構造物を設置する場合は、温または、軽減するための工事事前協議が必要です。 砂砂指定地内の民有地における土地の形状変更について、県砂防条例に関する許可が必要です。 を優積地対象危険区域内の民有地における土地の形状変更について、県砂防条例に関する許可が必要です。 を優積地対象危険区域内の民有地における土地の形状変更について、県砂防条例に関する許可が必要です。 を優積地対象危険区域内の民有地における土地の形状変更について、県砂防条例に関する許可が必要です。 の際が管理する道路の場合は、計道路管理課が窓口です。 ①市が管理する道路の場合は、計道路管理課が窓口です。 ②原が管理する道路の場合は、工道路管理課が窓口です。 ③風が管理する道路の場合は、三重県四日市建設事務所管理課が窓口です。 ③風が管理する道路の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所道路管理第 ③国が管理する道路の場合は、国土交通省中部地力整備局三重河川国道事務所道路管理第	間筋酸をお願いします。 開発する箇所が生産緑地に指定されていないか確認が必要です。 開発する箇所が生産緑地に指定されていないか確認が必要です。 ・ 市が管理する河川の場合は、古河川排水膿が常日となり、許可が必要です。 ・ 馬が管理する河川の場合は、三重集周日 日市建設事務所管理課が窓口です。 ・ 国が管理する河川の場合は、三重集周日 日市建設事務所管理課が窓口です。 ・ 国が管理する河川の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所河川管理課が 海生大は、軽減するための工事事前協議が必要です。 砂砂指定地内の民有地における土地の形状変更について、県砂防条例に関する許可が必要です。 砂砂指定地内の民有地における土地の形状変更について、県砂防条例に関する許可が必要です。 ・ (ただし、他の独合に基づく認可等に係るものは除きます) 工事等で国・県・市が管理する道路を占用する場合は、許可が必要です。 ・ ①市が管理する道路の場合は、市道路管理課が窓口です。 ・ ②原が管理する道路の場合は、正真原因市港設事務所管理課が窓口です。 ・ ②原が管理する道路の場合は、正真原因市港設事務所管理課が窓口です。 ・ ②原が管理する道路の場合は、正直集回日市建設事務所管理課が窓口です。 ・ ②原が管理する道路の場合は、正直集回日市建設事務所管理課が窓口です。 ・ ②原が管理する道路の場合は、正直集回日市建設事務所管理課が窓口です。 ・ ②原が管理する道路の場合は、正直集回日市地設・
る 風致地区において、建築物等の新築等 ・市が管理する河川の場合は、市河川 ・県が管理する河川の場合は、三重県 ・国が管理する河川の場合は、三重県 ・国が管理する河川の場合は、国土交 水道水源保護区域において3m以上組制 避または、経減するための工事事前協 砂砂指定地内の民有地における土地の の領斜地崩壊危険区域内の民有地にお ・主を採取(切土、床規その他土地を組 にす。(たたし、他の法令に基づく認	る 風致地区において、建築物等の新築等 ・市が管理する河川の場合は、市河川 ・原が管理する河川の場合は、三重県 ・国が管理する河川の場合は、国土交 ・国が管理する河川の場合は、国土交 砂防指定地内の民有地における土地の の防指定地内の民有地における土地の の関係地崩壊危険区城内の民有地にお 土を採取(切土、床堀その他土地を掘 です。(ただし、他の法令に基づく認 し市が管理する道路の場合は、市道 ②風が管理する道路の場合は、市道 ②風が管理する道路の場合は、市道 ②風が管理する道路の場合は、市道 ②風が管理する道路の場合は、市道	る 風致地区において、建築物等の新築等 ・市が管理する河川の場合は、市河川 ・原が管理する河川の場合は、三重県 ・国が管理する河川の場合は、三重県 水道水源保護医域において3m以上推削 避または、軽減するための工事事前協 避または、軽減するための工事事前協 とな数 (切工、床場その他工地を掘 です。 (ただし、他の法令に基づく認 しまが管理する道路の場合は、下道 ②馬が管理する道路の場合は、下道 ②周が管理する道路の場合は、下道 ②周が管理する道路の場合は、下道 ②周が管理する道路の場合は、下道 ②周が管理する道路の場合は、下道 ②周が管理する道路の場合は、下道
風致地区において、建築物等の新築等、宅地造成等、木竹の伐採等を行う場合は、許可が必要です。 ・市が管理する河川の場合は、市河川排水標が落口となり、許可が必要です。 ・ 馬が管理する河川の場合は、三重県四日市建設事務所管理課が窓口です。 ・ 国が管理する河川の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所河川管理課が ・ 国が管理する河川の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所河川管理課が ・ 政策を成において3m以上報削、あるいは3m以上の地下構造物を設置する場合は、 選または、軽減するための工事事前協議が必要です。 砂防指定地内の民有地における土地の形状変更について、県砂防条例に関する許可が必要で 急傾斜地崩壊危険区域内の民有地における土地の形状変更について、許可が必要です。 土を採取(切土、床堀その他土地を掘削する行為)する区域の面積が1,000㎡以上の場合は2 です。(ただし、他の法令に基づく認可等に係るものは除きます)	風致地区において、建築物等の新築等、宅地造成等、木竹の伎探等を行う場合は、許可が必・市が管理する河川の場合は、市河川排水課が第四となり、許可が必要です。・県が管理する河川の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所河川管理課が、国立を進度を開発を開発を開発を設定する。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	風致地区において、建築物等の新築等、宅地造成等、木竹の伎探等を行う場合は、許可が必・市が管理する河川の場合は、市河川排水課が第ロとなり、許可が必要です。・県が管理する河川の場合は、西土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所河川管理課が、国立管理する河川の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所河川管理課が、発達大流、解験するための工事事前協議が必要です。 砂防指定地内の民有地における土地の形状変更について、県砂防条例に関する許可が必要で移跡または、解験するための工事事前協議が必要です。 砂防指定地内の民有地における土地の形状変更について、県砂防条例に関する許可が必要で登録または、経験するための工事事前協議が必要です。 砂防指定地内の民有地における土地の形状変更について、県砂防条例に関する許可が必要です。 砂原指定地内の民有地における土地の形状変更について、肝可が必要です。 「本株で、他の法令に基づく認可等に係るものは除きます) 工事等で国・県・市が管理する道路を占用する場合は、許可が必要です。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・市が管理する河川の場合は、市河川排水膿が窓口です。 ・県が管理する河川の場合は、三重県四日市建設事務所管理課が窓口です。 ・国が管理する河川の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所河川管理課が 水道水源保護区域において3m以上規削、あるいは3m以上の地下構造物を設置する場合は、 避または、軽減するための工事事前協議が必要です。 砂防指定地内の民有地における土地の形状変更について、県砂防条例に関する許可が必要で の傷係斜地崩壊危険区域内の民有地における土地の形状変更について、許可が必要です。 1を採取(切土、床堀その他土地を指削する行為)する区域の面積が1,000㎡以上の場合は2です。 (ただし、他の法令に基づく認可等に係るものは除きます)	・市が管理する河川の場合は、市河川帯木黒が窓口です。 ・馬が管理する河川の場合は、三重県回日市建設事務所管理課が窓口です。 ・国が管理する河川の場合は、三重県回日市建設事務所管理課が窓口です。 ・国が管理する河川の場合は、三重県回日市建設事務所管理課が窓口です。 水道水源保護区域において3m以上掘削、あるいは3m以上の地下構造物を設置する場合は、 避または、軽減するための工事事前協議が必要です。 砂防指定地内の民有地における土地の形状変更について、県砂防条例に関する許可が必要で の傾斜地崩壊危険区域内の民有地における土地の形状変更について、県砂防条例に関する許可が必要で 生を採取(切土、床堀その他土地を掘削する行為)する区域の面積が1,000㎡以上の場合は2 です。(ただし、他の独今に基づく認可等に係るものは除きます) 工事等で国・県・市が管理する道路のも日は、市道路管理課が窓口です。 ①市が管理する道路の場合は、市道路管理製が窓口です。 ②馬が管理する道路の場合は、三重県四日市建設事務所管理課が窓口です。 ③国が管理する道路の場合は、三重県四日市建設事務所管理課が窓口です。	・ 市が管理する河川の場合は、市河川帯木黒が窓口です。 ・ 県が管理する河川の場合は、三重県回日市建設事務所管理課が窓口です。 ・ 国が管理する河川の場合は、三重県回日市建設事務所管理課が窓口です。 ・ 国が管理する河川の場合は、三重県回日市建設事務所管理課が窓口です。
 水道水源保護区域において3m以上掘削、あるいは3m以上の地下構造物を設置する場合は、 選または、軽減するための工事事前協議が必要です。 砂防指定地内の民有地における土地の形状変更について、県砂防条側に関する許可が必要で砂防指定地内の民有地における土地の形状変更について、解砂防条側に関する許可が必要で 急傾斜地崩壊危険区域内の民有地における土地の形状変更について、許可が必要です。 土を採取(切土、床堀その他土地を掘削する行為)する区域の面積が1,000㎡以上の場合は2です。(ただし、他の法令に基づく認可等に係るものは除きます) 	 水道水源保護区域において3m以上掘削、あるいは3m以上の地下構造物を設置する場合は、 避または、軽減するための工事事前協議が必要です。 砂防指定地内の民有地における土地の形状変更について、県砂防条例に関する許可が必要で 急傾斜地崩壊危険区域内の民有地における土地の形状変更について、評可が必要です。 土を採取(切出、床堀その他土地を掘削する行為)する区域の面積が1,000㎡以上の場合はです。(ただし、他の法令に基づく認可等に係るものは除きます) 工事等で国・県・市が管理する道路を占用する場合は、許可が必要です。 ①市が管理する道路の場合は、市道路管理課が第ロです。 ①市が管理する道路の場合は、市道路管理課が第ロです。 ②原が管理する道路の場合は、市道路管理課が第ロです。 ③国が管理する道路の場合は、日本党を占用する場合は、計画が必要です。 ③国が管理する道路の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所道路管理第四部で理する道路の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所道路管理第四部で理する道路の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所道路管理算額 	本道水源保護区域において3m以上掘削、あるいは3m以上の地下構造物を設置する場合は、 避または、軽減するための工事事前協議が必要です。 砂防指定地内の民有地における土地の形状変更について、県砂防条例に関する許可が必要で 急傾斜地崩壊危険区域内の民有地における土地の形状変更について、評可が必要です。 上を採取(切土、床畑その他土地を掘削する行為)する区域の面積が1,000㎡以上の場合は1です。(ただし、他の法令に基づく認可等に係るものほ除きます) 工事等で国・県・市が管理する道路の場合は、計画が必要です。 ① 市が管理する道路の場合は、計画路管理膜が窓口です。 ② 県が管理する道路の場合は、三重県四日市建設事務所管理膜が窓口です。 ③ 国が管理する道路の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所道路管理第 ③ 国が管理する道路の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所道路管理第 看板等を設置する道路の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所道路管理第
砂砂指定地内の民有地における土地の よる災害の 急優斜地崩壊危険区域内の民有地にお 上を採取 (切土、床路その他土地を掘 条例 です。 (ただし、他の弦やに魅く場	砂防指定地内の民有地における土地の よる災害の 急傾斜地崩壊危険区域内の民有地にお 土を採取(切土、床畑その他土地を捆 です。 (ただし、他の法令に基づく認 しま等で国・県・市が管理する道路を の果が管理する道路の場合は、市道 ②展が管理する道路の場合は、市道 ③国が管理する道路の場合は、正重	## の砂指定地内の民有地における土地の よる災害の 急傾斜地崩壊危険区域内の民有地にお 土を採取(切上、床堀その他土地を掘 です。(ただし、他の法令に基づく認 しずが管理する道路の場合は、市道 ②果が管理する道路の場合は、市道 ②果が管理する道路の場合は、市道 ②果が管理する道路の場合は、市道 ②果が管理する道路の場合は、国土 ③国が管理する道路の場合は、国土
災害の 急傾斜地崩壊危険区域内の民有地における土地の形状変更について、許可が必要です。 土を採取(切土、床堀その他土地を掘削する行為)する区域の面積が1,000㎡以上の場合は当該条例の認可が必です。(ただし、他の法令に基づく認可等に係るものは除きます)	よる災害の 急傾斜地崩壊危険区域内の民有地における土地の形状変更について、許可が必要です。 土を採取 (切土、床堀その他土地を掘削する行為) する区域の面積が1,000㎡以上の場合は当該条例の認可が必 です。 (ただし、他の法令に基づく認可等に係るものは除きます) 工事等で国・県・市が管理する道路を占用する場合は、許可が必要です。 ①市が管理する道路の場合は、市道路管理課が窓口です。 ②県が管理する道路の場合は、古道路管理課が窓口です。 ③国が管理する道路の場合は、三重県四日市建設事務所管理課が窓口です。 ③国が管理する道路の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所道路管理第一課が窓口です。	よる災害の 急傾斜地崩壊危険区域内の民有地における土地の形状変更について、許可が必要です。 土を採取 (切土、床堀その他土地を掘削する行為) する区域の面積が1,000㎡以上の場合は当該条例の認可が必 です。 (ただし、他の法令に基づく認可等に係るものは除きます) 工事等で国・県・市が管理する道路を占用する場合は、許可が必要です。 ①市が管理する道路の場合は、二重県四日市建設事務所管理開が窓口です。 ③国が管理する道路の場合は、三重県四日市建設事務所管理開が窓口です。 ③国が管理する道路の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所道路管理第一課が窓口です。
列する行為)する区域の面積が1,000m以上の場合は当該条例の認可が必可확に係るものは際さます)	土を採取(切土、床堀その他土地を掘削する行為)する区域の面積が1,000㎡以上の場合は当該条例の認可が必です。(ただし、他の法令に基づく認可等に係るものは除きます) 工事等で国・県・市が管理する道路を占用する場合は、許可が必要です。 ①市が管理する道路の場合は、市道路管理課が落つです。 ②県が管理する道路の場合は、市道路管理課が窓つです。 ③国が管理する道路の場合は、三重県四日市建設事務所管理課が窓口です。 ③国が管理する道路の場合は、三重県四日市建設事務所管理課が窓口です。	土を採取(切土、床堀その他土地を掘削する行為)する区域の面積が1,000㎡以上の場合は当該条例の認可が必です。(ただし、他の法令に基づく認可等に係るものは除きます) 工事等で国・県・市が管理する道路を占用する場合は、許可が必要です。 ①市が管理する道路の場合は、一直原回日市建設事務所管理開が窓口です。 ③国が管理する道路の場合は、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所道路管理第一課が窓口です。
	占用する場合は、許可が必要です。 格管理課が窓口です。 県四日市建設事務所管理課が窓口です。 反通省中部地方整備局三重河川国道事務所道路管理第一課が窓口です 交通省中部地方整備局三重河川国道事務所道路管理第一課が窓口です	占用する場合は、許可が必要です。 格管理課が窓口です。 長四日市建設事務所管理課が窓口です。 反面省中部地方整備局三重河川国道事務所道路管理第一課が窓口です。 参合があります。

		1	1	1 .					1					1	
相談窓口	三重県四日市建設事務所管理課 (059-352-0667) 四日市港管理組合港営課(059-366-7013)	市農水振興課 (059-354-8181)	市礫境政策票 (059-354-8189)	三重果地極連携部 水資源 ・地域プロジェクト課 (059- 224-2010)	①車両の出発地の警察署 ②所轄警察署(該当警察署)	市建築指導課 (059-354-8208)		(1) [水道] 市道路管理課 (059-354-2829) 2209] [公園祿地] 市公園祿政課 (059-354-8197) [②市建築指導課 (059-354-8208)	中部近畿産業保安監督部電力安全 課(052-951-2817)	市予防保安課 (059-356-2008)	市環境政策課 (059-354-8189)	市建築指導票 (059-354-8206)	三重県四日市地域防災総合事務所 環境室(059-352-0593)	三重原環境生活部大気・水環境課 (059-224-2382) 三重県四日市地域防災総合事務所 環境室 (059-352-0593)	中部地方環境事務所野生生物課 (052-955-2139)
<u>庫区城</u> 十分な検討や調 整が必要な区域	港湾隣接地域、 臨港地区	漁港区域	I	I	I	I	I	l	I	I	I	I	I	I	l
特別配設置が適当でない区域	l	I	I	I	l	l	I	I	l	I	l	I	I	l	
手続の 類型	巨非	計可	田囲	田田	巨非	確認申請	田田田	事前協議	用田	計開田	田里	田田	田田	非可	許可 又は届出
主な手続きの概要	・港湾隣接地域及び臨港地区内の民有地における工作物の設置等について、港湾法等に関する許可等が必要です。・四日市港については、右欄下段の担当課が窓口です。	・漁港区域における工作物の設置については許可が必要な場合があります。	3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとするときは、土壌汚染対策法第4条第1項に基づき、着手日の30日前までに届出が必要です。 そに届出が必要です。 また、3,000㎡以上の土地の形質を変更しようとするときは、当該土地における過去の特定有害物質の製造、使用その他の取扱いを行っていた工場等の設置の状況その他の規則で定める事項を調査し、その結果を記録する必要があります。	一定面積以上の土地売買等をする場合は、届出が必要です。 ① 市街化区域 2,000㎡以上 ② 0.2 6所 名前 市計画区域。5,000㎡以上 ③ 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上 http://www.pref.mie.lg.jp/common/06/ci500004023.htm	発電設備の工事等の際に道路を使用する場合、事前に所轄警察署の許可が必要です。 ①設置工事、作業の際に道路を使用する場合 ②運搬及び建設時に、車両の積載重量、大きさ又は積載方法の制限を超えて運転する場合	土地に自立する太陽光発電設備については、架台下の空間に人が立ち入るもの (メンテナンスのみに立ち入るものを除く)、又は、架台下の空間を居住、轉務、作業、集会、娯楽、物品の保管若しくは格納その他の屋内的 4日途に使用するものは、建築物に該当し、原則として建築確認申請が必要です。	建築物**の新築、増築、改築で当該部分の床面積の合計が300㎡以上の規模の場合は、届出が必要です。 ※土地に目立する太陽光発電設備の取扱いは、No.23を参照	①開発行為等において、步道、公園緑地を設置する場合は、事前に協議が必要です。 ②建築物 ^第 のうち、特定施設に該当するものの新築等を行う場合は、事前に協議が必要です。 ※土地に自立する太陽光発電設備の取扱いは、No.23を参照 http://www.pref.mie.lg.jp/UD/IP/20877012606.htm	なります。 術者の選任、使用前自主検	発電事業の実施に際して、危険物に指定される物質を一定量を使用する場合、消防法に基づき事前に市の許可又は四日市市火災予防条例に基づく届出が必要です。また、4,800アンペアアワー・セル以上の善電池設備を設置する場合及び、全出わら6キロワットを超える高圧又は枠別高圧の変電設備を設置する場合は、四日市市火災予防条例に表えく届出が必要です。	(特定) 建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、所定の届出が必要です。 http://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/12145014720.htm	特定権設資材(コンクリート、アスファルト、コンクリート及び鉄からなる権設資材、木材)を用いた権築物や土 木工作物等を解体する工事又は特定建設資材を使用する新築工事や土木工事であって、一定規模以上の工事の場合、届出又は通知が必要です。	指定区域(最終処分場断地)において、宅地造成、土地の堀削、工作物の設置、開墾等、土地の形質の変更を行おうとする場合には、届出が必要です。 http://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/11153014408.htm	土砂等の埋立で等を行おうとする者は、3,000m以上かつ高さ1mを超える埋立で等を行おうとするときは、埋立て等区域ごとに、あらかじめ知事の許可が必要です。 また、許可申請に先立って、埋立で等区域の周辺地域の住民に対し、申請書の内容を周知させるための説明会を申 請を行う日の30日前までに開催する必要があります。	開発 (専前調査を含む。) に伴い、国内希少野生動植物種および緊急指定種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、環境大臣の許可が必要になります。
法令等名	米 灣珠	漁港漁場整備法	土壌汚染対策法 (三重県生活環境の保全に関 する条例)	国土利用計画法	道路交通法	装工业	建築物のエネルギー消費性能 の向上に関する法律	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例	電気事業法	消防法(四日市市火災予防条例)	騒音規制法、振動規制法 (三重県生活環境の保全に関する条例)	建設リサイクル法	廃棄物の処理及び清掃に関する と送律	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	絶滅のおそれのある野生動植 物の種の保存に関する法律
No	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35